

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第2章第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、当該都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「占用主体」という。）を次のとおり定める。

大分県知事 佐藤 樹一郎

第1 都市・地域再生等利用区域

1 指定範囲

一級河川大野川水系玉来川の河川区域内で、別図に示す区域

2 指定年月日

令和6年3月8日

第2 都市・地域再生等占用方針

1 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

準則第2章第3項に掲げる施設のうち、広場、イベント施設、遊歩道、これらの施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明、音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、日よけ、及びその他都市及び地域の再生等のために利用する施設

2 許可方針

占用主体への許可方針は以下のとおり

- (1) 河川管理者が必要として付した許可条件を占用主体が遵守すること。
- (2) 占用の許可を受けた施設（以下「占用施設」という。）に対して、周辺住民及び河川利用者等から苦情があった場合、解決する責任は占用主体が負うものとする。
- (3) 占用施設及びその周辺において、水難事故、転落事故、その他占用施設の運営・管理上の事故に対する対策を講じるとともに、清潔の保持及び周辺への騒音の抑制等の環境の保全に努める責任は占用主体が負うものとする。
- (4) 洪水、暴風雨、地震、その他の原因による危険の恐れ又は異常な状態が生じた場合は、占用施設の使用を中止し、利用者等を円滑に避難させる責任は占用主体が負うものとする。
- (5) 建築物及び工作物等の設置に当たっては、法令等を遵守するとともに、河川管理者と協議の上、治水上又は利水上の支障を生じないもので、安全構造上問題のないものとする責任は占用主体が負うものとする。

- (6) 施設使用者の使用にあたっては準則第25第2項から第4項を遵守すること。
- (7) 標準的な許可条件は、次のとおりとし、特に必要と認められる条件を含め、明文にて付与する。

ア 標識等の設置

占有主体は、大分県竹田土木事務所長（以下「所長」という。）の指示により許可期間中は占有区域を明示する杭を設置するとともに、所定事項を記載した標識を設置すること。

イ 法令等の遵守

占有主体は、占有又は工事に当たり、河川法等の法令の規定及び次の(ア)から(キ)に掲げる条件を遵守すること。

(ア) 工事費用等の負担

工事の施工及び占有に要する費用は、占有主体が負担すること。

(イ) 工事の施工

工事の施工にあたっては、所長の指示に従うこと。

(ウ) 工事の着手等の届出

占有主体は、工事に着手するとき及び完了したときは所長に届け出て、検査を受けること。

(エ) 第三者への損害

工事施工中又は占有に起因し、第三者に損害を与えた場合は、占有主体が解決に当たること。

(オ) 河川管理施設の損傷

河川管理施設を損傷したときは、速やかに所長に届け出て、その指示に従うこと。当該河川管理施設の原状回復に要する費用は占有主体が負担すること。

(カ) 利用者の安全確保

水難事故や利用区域内の交通事故等が発生しないように注意喚起や避難指示を適時・的確に行うなど利用者の安全確保に万全を期すこと。

(キ) 管理責任者

許可を受けて設置した工作物については、管理責任者を定めて所長に届け出ること。

ウ 許可の取り消し等

次の(ア)又は(イ)に該当するときは、所長は、許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、この条件を変更し、又は新たに条件を付し、若しくは必要な施設の措置を命ずることがある。この場合は、その処分に従うこと。

- (ア) 河川法、これに基づく法令、県の条例若しくは規則又はこの許可条件に違反したとき。

- (イ) 占有又は工事が、河川管理上の支障を生じることとなったとき、河川工事上の

支障があるとき、又は公益上の支障があるとき。

エ 許可の取消し等の後の措置

許可の取消し又は許可を受けた行為の廃止があったときは、所長の指示するところにより占有主体の費用の負担において、占有区域を原状に回復すること。また、当該原状回復終了後は、所長の検査を受けること。

オ 事実変更の届出

占有主体が次の(ア)又は(イ)に該当するときは、その事実の生じた日から 15 日以内に所長に届け出ること。

(ア) 住所又は氏名（法人にあっては、その名称）を変更したとき。

(イ) 許可を受けた行為を廃止したとき。

カ 許可の内容の変更

占有主体が許可の内容を変更しようとするときは、許可の変更申請をすること。

キ 更新の手続

占有期間が満了し、なお引き続き占有しようとする場合は、占有期間満了前 30 日までに改めて許可の申請をすること。

第 3 都市・地域再生等利用区域の占有主体

都市・地域再生等利用区域の占有主体は準則第 2 2 第 4 項 1 号に掲げる者